

令和元年度版（平成30年度）

環境の状況に関する報告書



愛知県碧南市

## はじめに



本市では、人と地球に優しい生活環境づくりを目指して、平成16年3月に碧南市環境基本計画を策定し、環境の保全及び持続可能な社会作りに取り組んでまいりました。

平成26年3月には、環境保全活動の更なる推進に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割の元での実践と協働による取り組みに向けた新たな指針として、第2次碧南市環境基本計画を策定しました。

本市は、母なる川「矢作川」、県下唯一の天然湖沼である「油ヶ淵」、そして豊かな衣浦の海と水に恵まれた風土の中で、歴史、文化及び産業等を築き上げてまいりました。

この間の社会を取り巻く環境としましては、大量生産、大量消費及び大量廃棄による環境負荷の増大、都市化の進展による公害問題、地球温暖化による影響、野生生物の種の減少等、様々な問題が生じています。

これらの多様化する環境問題に対応するため、市内の 대기・水質・騒音・振動等の調査、清掃活動や啓発活動などの市民参加型の環境保全活動、近隣市や関係団体と連携した活動等、環境基本計画に基づき市民の方々や事業者の方々とともに様々な施策を展開しているところであります。

今後も、環境に配慮した持続可能な社会の構築を目指して、市民・事業者・行政の三者が一体となって、「やろまい つくろまい 環境のまち 碧南」の実現に向けて、諸施策の推進に取り組んでまいります。

この冊子は、平成30年度における本市の環境の状況と諸施策を取りまとめたものです。これにより碧南市の環境の状況を把握していただくとともに、みなさまの環境保全の取り組みの参考となれば幸いに存じます。

令和元年10月

碧南市長

補宜田政信

令和元年度版（平成30年度）碧南市環境の状況に関する報告書 目次

第1	市の概要	
第2	環境の状況	
1	環境の概要	4
2	大気	4
3	水質	11
4	騒音・振動	17
5	悪臭	22
第3	公害苦情	
1	公害苦情の状況	24
2	公害苦情の受付状況	24
第4	環境基本計画	
1	自然環境の保全	26
2	まちづくり	29
3	ひとづくり	30
4	循環	33
第5	生活排水対策推進計画	
1	生活排水対策推進計画の目標	35
2	生活排水対策推進計画の進捗状況	35
第6	地球温暖化対策実行計画（区域施策）	
1	温室効果ガス排出量の削減目標	36
2	温室効果ガス排出量の現況と推移	36
3	地球温暖化防止に向けた主な取組み	37
4	碧南市スマートハウス設備設置費補助事業	38
第7	公害防止に関する協定	
1	業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況	39
2	公害防止協定締結事業場一覧	40
第8	碧南市環境審議会	
1	設置目的等	43
2	平成30年度の会議開催状況	43
3	碧南市環境審議会委員	43
第9	資料	
1	環境基準	44
2	用語解説	48

# 第1 市の概要

## 1 市の概要

碧南市は、県庁所在地の名古屋市から40km圏内に位置しています。北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、碧海台地と矢作川沖積地からなっており、地形的には標高約10mの平坦地です。

碧南市は昭和23年、新川町、大浜町、棚尾町、旭村の4か町村が合併し、愛知県で10番目の市として誕生、昭和30年には明治村大字西端を合併しています。昭和32年に衣浦港が重要港湾の指定を受けてから、臨海工業地域としてめざましい発展を遂げました。平成22年8月には全国重要港湾の内でも、集中的に施設整備を行う重点港湾にも選定されました。

窯業、鋳造、醸造などの伝統産業と近代的な輸送用機器関連産業などがバランスよく存在しているだけでなく、商業、工業、農業、漁業が調和のとれた産業構造となっています。

本市の将来像として「ひとのわで 楽しさつくる みなとまち へきなん」を平成22年3月策定の第5次碧南市総合計画の基本構想に掲げ、市民の皆様が「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と思っただけのようなまちづくりを積極的に推進しています。

市制施行 昭和23年4月5日  
市の位置 碧南市松本町28番地  
北緯34度53分05秒  
東経136度59分37秒  
海拔 6.9m

市の面積 35.86km<sup>2</sup> (平成31年3月31日現在)  
市の人口 73,104人 (平成31年3月31日現在)  
市の世帯数 28,947世帯 (平成31年3月31日現在)  
市の木 カシ (昭和47年10月20日制定)  
市の花 ハナショウブ (昭和47年10月20日制定)



2 市の産業構造（産業別事業所数）

業 種	事業所数（所）
農林漁業	8
鉱 業	2
建設業	3 2 6
製造業	6 2 4
電気ガス熱供給水道業	9
情報通信業	5
運輸業、郵便業	7 4
卸売業、小売業	7 4 0
金融業、保険業	5 2
不動産、物品賃貸業	1 3 2
学術研究、専門・技術サービス業	9 9
宿泊業、飲食サービス業	2 9 1
生活関連サービス業、娯楽業	2 1 8
教育、学習支援業	1 0 1
医療、福祉	2 2 2
複合サービス事業	1 4
サービス業<他に分類されないもの>	1 8 2
公務	—
事業内容等不詳	3 9
総事業所数	3, 1 3 8

資料：平成 28 年経済センサス-基礎調査（平成 28 年 6 月 1 日現在）

3 土地の利用状況

区 分		平成30年3月20日 碧南市告示第8号		
		面積 (h a)	構成比 (%)	
市 街 化 区 域		2, 1 1 7	1 0 0. 1	5 9. 0
市 街 化 区 域 の 内 訳	第一種低層住居専用地域	7 5	3. 5	2. 1
	第一種中高層住居専用地域	2 6 6	1 2. 6	7. 4
	第二種中高層住居専用地域	2 5	1. 2	0. 7
	第一種住居地域	4 9 3	2 3. 3	1 3. 7
	第二種住居地域	1 9	0. 9	0. 5
	準住居地域	3 3	1. 6	0. 9
	近隣商業地域	1 1 1	5. 2	3. 1
	商業地域	1 8	0. 9	0. 5
	準工業地域	3 9 0	1 8. 4	1 0. 9
	工業地域	2 5	1. 2	0. 7
	工業専用地域	6 6 2	3 1. 3	1 8. 5
市街化調整区域		1, 4 6 9	—	4 1. 0
都市計画区域面積		3, 5 8 6	—	1 0 0. 0

資料 : 都市計画課

## 第2 環境の状況

### 1 環境の概要

昭和30年代後半に始まる経済の高度成長期において、大気汚染・水質汚濁を始めとする環境の悪化が著しく進行しました。住民の健康を保護し、良好で快適な生活環境を保全するために、国をあげて公害防止・環境保全対策を推進してきた結果、近年では全般的に改善されてきています。しかし、産業構造の変化、消費の多様化等に伴い、地球温暖化を始めとする地球規模の環境問題についても、身近な問題となっています。

市内における大気、水質、騒音等の調査結果では、油ヶ淵のCODを除き、すべての調査地点で環境基準を下回り、横ばい傾向です。感覚公害に係る苦情件数は、ここ数年横ばいの傾向です。

### 2 大 気

#### (1) 環境の状況

市内の大気状況を把握するために大気汚染測定所を設置し、窒素酸化物などの大気汚染物質の連続測定を行っています。

また、年4回のダイオキシン類調査も行っています。



測定地点	調査機関	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	風向・風速	備考
西端大気汚染測定所	碧南市	○	○			○	一般局
碧南市役所 庁舎東駐車場					○		-
碧南市文化会館測定所	愛知県	○	○	○			自動車排出 ガス測定局
碧南市川口町測定所		○	○	○			一般局

#### ア 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

窒素酸化物は、燃料や空気に含まれる窒素が燃焼することで発生します。その発生源は、工場・自動車・家庭生活など多種多様に及びます。窒素酸化物が高濃度の場合には、人の呼吸器系統へ悪影響を及ぼしたり、酸性雨の原因となったり、光化学オキシダントの大気汚染にも大きく関与しています。

窒素酸化物の低減対策は、大気汚染防止法による排出規制、自動車排ガス規制の強化等によって実施されています。

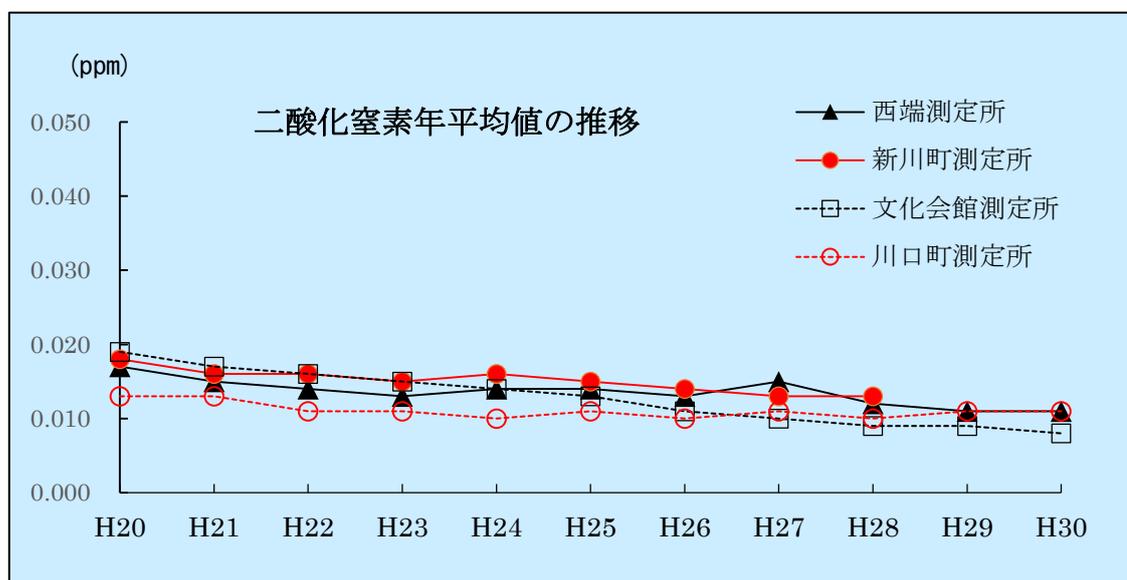
本市では、昭和53年度から自動測定機を用いて測定しており、ほぼ横ばい状態

で推移しています。窒素酸化物の一種である二酸化窒素の環境基準は「1日平均値が0.06ppm以下であること」とされています。平成30年度はすべての測定局で環境基準を満たしています。

二酸化窒素年平均値の推移

(単位：ppm)

測定地点等	調査機関	年度(平成)				
		H26	H27	H28	H29	H30
西端大気汚染測定所	碧南市	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011
新川町大気汚染測定所		0.013	0.013	0.012	-	-
碧南市文化会館測定所	愛知県	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008
碧南市川口町測定所		0.010	0.011	0.010	0.011	0.011
全 県 平 均		0.012	0.012	0.011	0.012	0.011



#### イ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、粒径10ミクロン(1ミクロンは1mmの1/1,000)以下のものをいいます。土砂の巻き上がり等自然的に発生するもの、工場・事業場で使用する石炭・石油系燃料や廃棄物の燃焼等によるものや、自動車から排出されるものなどがあり対策を困難にしています。浮遊粒子状物質が高濃度の場合には、視界が悪くなるといったことだけでなく、呼吸器に悪影響を及ぼします。

浮遊粒子状物質の低減対策は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で、ばい煙発生施設、粉じん発生施設を対象とした排出規制の強化及び自動車排ガス規制等によって実施されています。

本市では、昭和52年度から自動測定機を用いて測定しています。測定開始時から環境基準を満たさない状態が続いていましたが、両測定局ともに平成11年度以降は基準を満たしています。

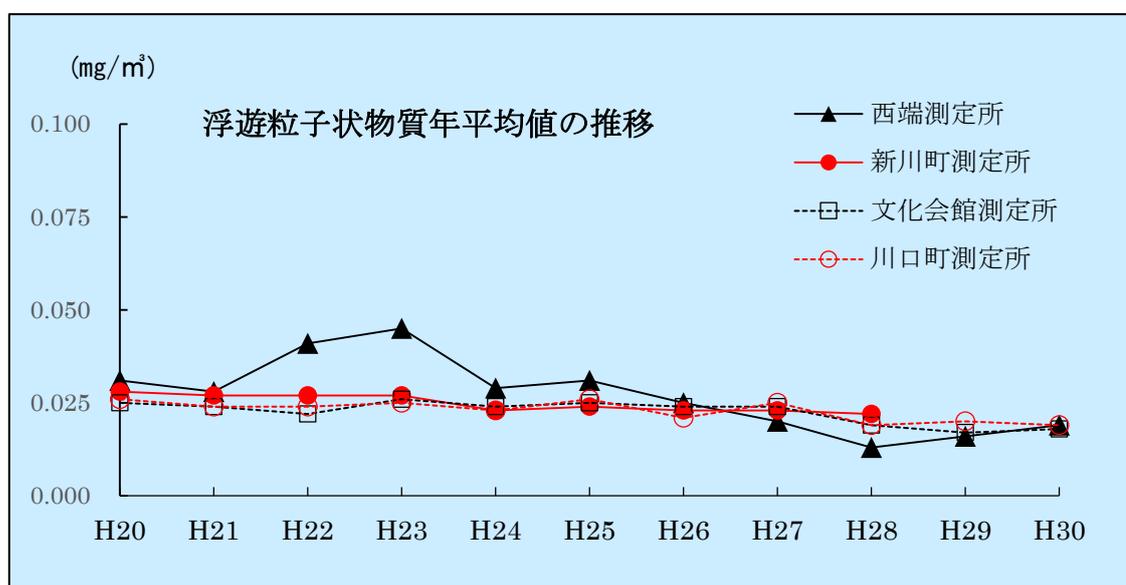
環境基準は「1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が

0.20 mg/m<sup>3</sup> 以下であること」とされています。平成30年度は、概ね環境基準を満たしています。

浮遊粒子状物質年平均値の推移

(単位：mg/m<sup>3</sup>)

測定地点等	調査機関	年度(平成)				
		H26	H27	H28	H29	H30
西端大気汚染測定所	碧南市	0.025	0.020	0.013	0.016	0.019
新川町大気汚染測定所		0.023	0.023	0.022	-	-
碧南市文化会館測定所	愛知県	0.024	0.024	0.019	0.017	0.018
碧南市川口町測定所		0.021	0.025	0.019	0.020	0.019
全 県 平 均		0.022	0.021	0.018	0.017	0.017



#### ウ 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと発生し、高濃度になると白くモヤがかかった光化学スモッグと呼ばれる状態になることがあります。

光化学スモッグは、4月から10月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、「目がチカチカする」、「涙が出る」、「のどが痛い」、「息苦しくなる」といった症状が出る可能性があります。

本市では、西三河区域で光化学スモッグ予報・注意報・警報・重大警報が発令された場合、ただちに「へきなん防災メール」で皆さまに注意喚起をしています。発令時は屋外での運動は避け、なるべく外出しないようにして下さい。

なお、愛知県内においてこれまで警報・重大警報が発令されたことはありません。

(単位：件)

項 目	年度（平成）				
	H26	H27	H28	H29	H30
光化学スモッグ予報・注意報の発令件数	0	2	1	0	1

#### エ 大気中ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼等の過程で非意図的に生成され、その毒性は、一般毒性・発がん性・生殖毒性・免疫毒性など多岐にわたっています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類の調査を行っています。環境基準は「年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること」とされています。平成30年度は、環境基準を満たしています。

なお、平成29年度から測定地点を碧南市役所庁舎東駐車場に変更しています。



#### 大気中ダイオキシン類年平均値の推移

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	調査機関	年度（平成）				
		H26	H27	H28	H29	H30
碧南市保健センター屋上	碧南市	0.032	0.033	0.025	-	-
碧南市役所 庁舎東駐車場	碧南市	-	-	-	0.024	0.017

#### オ 風向・風速測定

風向・風速測定は、大気汚染監視の一環として西端の測定所に風向・風速計を設置し測定しています。

これは気象の条件によって起こる汚染物質の拡散と運搬を考慮し、大気汚染のメカニズムをより深く理解することを目的としています。



## (2) 調査結果（市測定結果のみ）

ア 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

測定地点	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.20ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.10ppm以上0.20ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
西端大気汚染測定所	4月	30	714	0.010	0.035	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	5月	31	738	0.009	0.033	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	6月	30	714	0.008	0.028	0.016	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	7月	31	738	0.005	0.019	0.011	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	8月	30	722	0.006	0.027	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	9月	30	713	0.009	0.031	0.018	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	10月	31	738	0.013	0.043	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	11月	30	713	0.016	0.046	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	12月	31	738	0.015	0.046	0.032	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	1月	31	738	0.016	0.048	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	2月	26	653	0.016	0.053	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	3月	31	738	0.014	0.044	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	年間	362	8657	0.011	0.053	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0

イ 浮遊粒子状物質 (SPM)

測定地点	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	
	(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	有×・無○	(日)	
西端 大気 汚染 測定所	4月	30	719	0.023	0	0.0	0	0.0	0.068	0.050	—	—	—
	5月	31	742	0.020	0	0.0	0	0.0	0.098	0.049	—	—	—
	6月	30	719	0.020	0	0.0	0	0.0	0.070	0.035	—	—	—
	7月	31	743	0.029	0	0.0	0	0.0	0.109	0.074	—	—	—
	8月	29	731	0.026	0	0.0	0	0.0	0.075	0.051	—	—	—
	9月	30	719	0.018	0	0.0	0	0.0	0.070	0.036	—	—	—
	10月	31	743	0.018	0	0.0	0	0.0	0.062	0.036	—	—	—
	11月	30	718	0.015	0	0.0	0	0.0	0.067	0.037	—	—	—
	12月	30	719	0.015	0	0.0	0	0.0	0.112	0.055	—	—	—
	1月	31	743	0.012	0	0.0	0	0.0	0.053	0.031	—	—	—
	2月	27	661	0.019	0	0.0	0	0.0	0.087	0.038	—	—	—
	3月	31	743	0.019	0	0.0	0	0.0	0.084	0.040	—	—	—
	年間	361	8700	0.019	0	0.0	0	0.0	0.112	0.074	0.046	○	0

ウ 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

(単位：件)

項目	発令基準	平成30年										平成31年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
予報件数	0.08ppm以上	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
注意報件数	0.12ppm以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ ダイオキシン類

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

項目・時期	環境基準	年平均値	H30.5月(春季)	H30.7月(夏季)	H30.10月(秋季)	H31.1月(冬季)
ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン	—	—	0.007	0.005	0.004	0.008
ポリ塩化ジベンゾ-furan	—	—	0.010	0.007	0.008	0.012
コプラナーPCB	—	—	0.003	0.002	0.002	0.002
ダイオキシン類	0.6	0.017	0.019	0.014	0.014	0.022

※TEQは、毒性等価換算濃度であり、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める毒性等価係数により換算。

オ 風向・風速

(単位：m/s)

西端大気汚染測定所		平成30年									平成31年			主風向
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
風向	最多風向	北北西	南	南	南	南	北	北	北	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西
風速	時間値の最高値	9.0	18.9	8.3	13.5	8.7	14.8	9.1	7.6	9.6	9.9	9.6	10.1	—
	日平均値の最高値	5.6	6.3	5.3	5.7	6.5	6.4	4.9	4.3	5.3	5.4	5.4	6.6	—

### 3 水 質

#### (1) 水質の状況

公共用水域の水質の環境基準は、人の健康に被害を生じるおそれのあるカドミウム等の汚染物質を健康項目、生物の生活環境へ影響を与えるBOD等の指標を生活項目と分類しています。健康項目の調査結果が良好であるのに対し、生活項目では環境基準を超える数値が測定されています。衣浦港及び油ヶ淵は、水の入れかわりが少なく、滞留しやすい閉鎖性水域です。窒素・リン等の栄養塩類による汚濁負荷量の増加に伴い、富栄養化状態が進行し、水質が悪化しやすい特質を持っていることが原因とされます。

#### ア 健康項目

健康項目である9項目（シアン、六価クロム、鉛、カドミウム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、陰イオン界面活性剤）について、9調査地点で年2回調査した結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

#### イ 生活項目

##### (ア) 河 川

市内の河川は、矢作川水域（矢作川・鹿乗川）と境川水域（長田川・新川・高浜川・朝鮮川）に大別されます。

BODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を判断します。

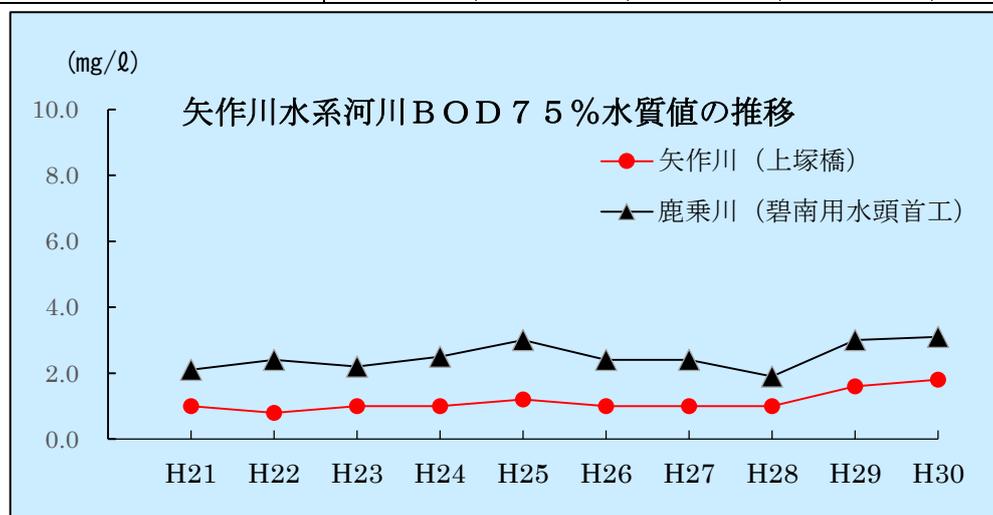
環境基準は、矢作川が2 mg/ℓ以下、鹿乗川、長田川、新川及び高浜川が5 mg/ℓ以下とされています。平成30年度は、すべての地点で環境基準を満たしていました。



矢作川水系河川BOD 75%水質値の推移

(単位：mg/ℓ)

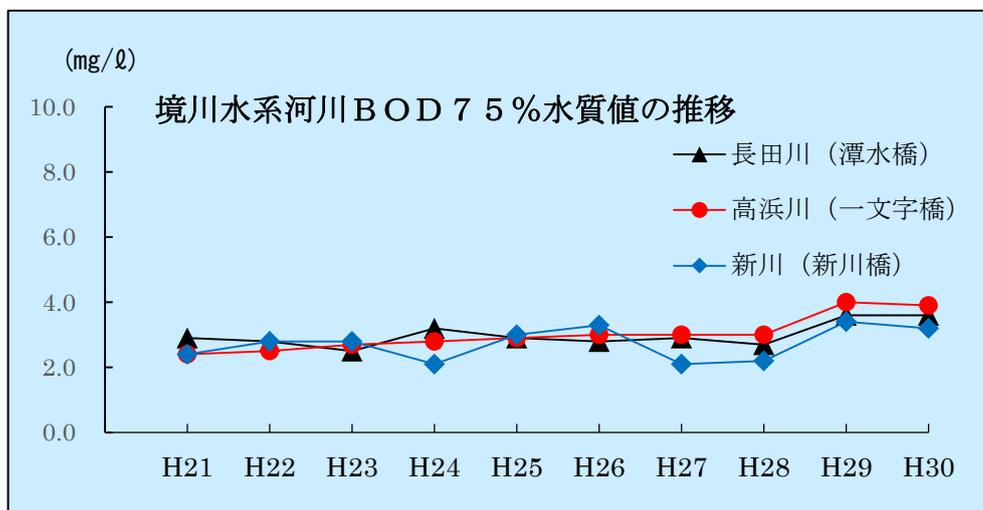
測定地点	年度（平成）				
	H26	H27	H28	H29	H30
矢作川（上塚橋）	1.0	1.0	1.0	1.6	1.8
鹿乗川（鹿乗川頭首工）	2.4	2.4	1.9	3.0	3.1



境川水系河川BOD 75%水質値の推移

(単位: mg/l)

測定地点	年度 (平成)				
	H26	H27	H28	H29	H30
長田川 (潭水橋)	2.8	2.9	2.7	3.6	3.6
高浜川 (一文字橋)	3.0	3.0	3.0	4.0	3.9
新川 (新川橋)	3.3	2.1	2.2	3.4	3.2



(イ) 湖沼

湖沼は、CODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を判断します。

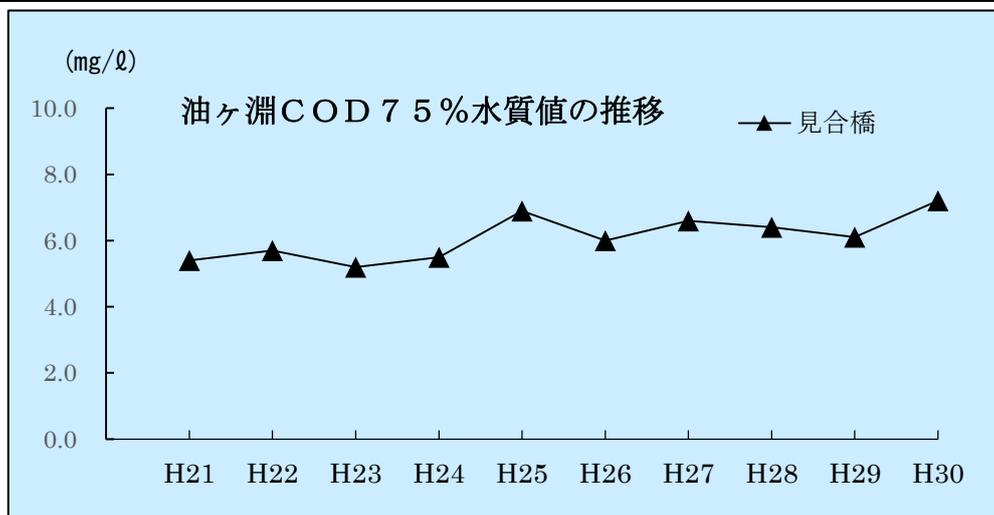
油ヶ淵では見合橋で測定しています。環境基準は5 mg/l以下とされています。平成30年度も基準を満たしていませんでした。



油ヶ淵COD 75%水質値の推移

(単位: mg/l)

測定地点	年度 (平成)				
	H26	H27	H28	H29	H30
油ヶ淵 (見合橋)	6.0	6.6	6.4	6.1	7.2



(ウ) 海域

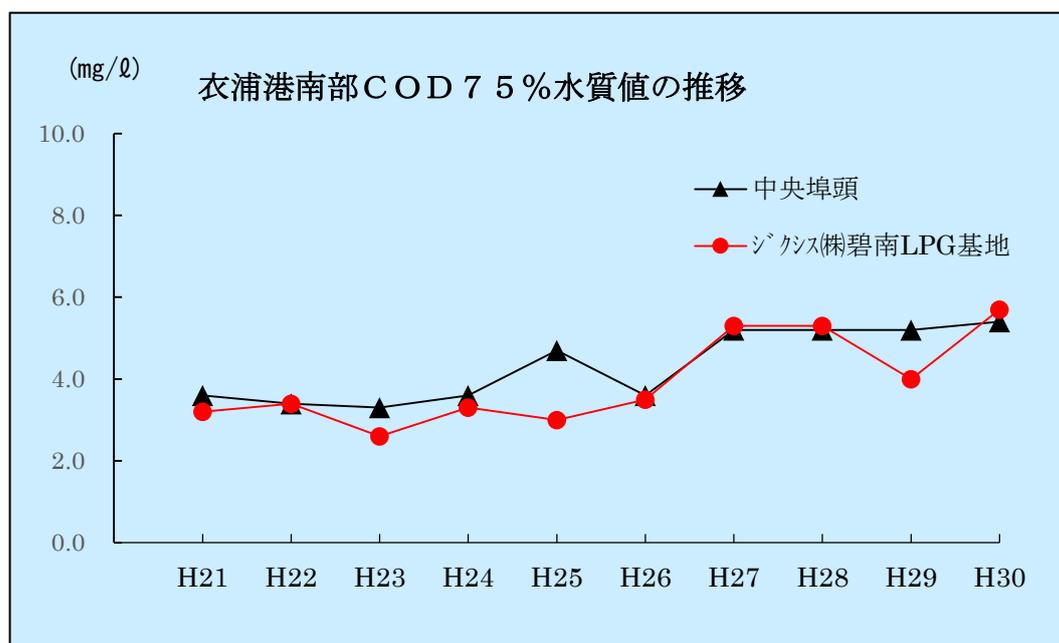
海域は、湖沼同様CODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を判断します。

衣浦港内では2地点で測定を実施しています。環境基準は8 mg/ℓ以下とされています。平成30年度も環境基準を満たしていました。

衣浦港南部COD 75%水質値の推移

(単位：mg/ℓ)

測定地点	年度 (平成)				
	H26	H27	H28	H29	H30
中央埠頭	3.6	5.2	5.2	5.2	5.4
ジグス(株)碧南LPG基地	3.5	5.3	5.3	4.0	5.7



(2) 調査結果

ア 健康項目調査結果一覧

該当類型	河川名等	調査地点	シアン (mg/l)		六価クロム (mg/l)		鉛 (mg/l)		カドミウム (mg/l)		ひ素 (mg/l)		全水銀 (mg/l)		アルキル水銀 (mg/l)		P C B (mg/l)		亜鉛 (mg/l)		陰イオン界面活性剤 (mg/l)	
			H.30年 5月	H.30年 10月	H.30年 5月	H.30年 10月	H.30年 5月	H.30年 10月	H.30年 5月	H.30年 10月	H.30年 5月	H.30年 10月	H.30年 5月	H.30年 10月	H.30年 5月	H.30年 10月	H.30年 5月	H.30年 10月	H.30年 5月	H.30年 10月	H.30年 5月	H.30年 10月
河川 B	矢作川	上塚橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.012	0.001	<0.01	<0.01
河川 C	長田川	潭水橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.045	0.031	0.02	0.02
〃	高浜川	一文字橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.019	0.013	0.01	0.02
〃	新川	新川橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.018	0.014	0.02	0.01
〃	鹿乗川	碧南用水 頭首工	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.032	0.006	0.01	<0.01
(目標)	堀川	源氏水門	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.16	0.17	0.02	0.03
湖沼 B	油ヶ淵	見合橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.015	0.005	0.02	0.02
海域 C	衣浦湾	中央埠頭	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.009	0.011	0.01	<0.01
〃	〃	ジクシス(株) LPG基地岸壁	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.013	<0.001	<0.01	<0.01
環境基準			検出されないこと		0.05mg/l以下		0.01mg/l以下		0.003mg/l以下		0.01mg/l以下		0.0005mg/l以下		検出されないこと		検出されないこと		河川・湖沼 0.03mg/l以下 海域生物A 0.02mg/l以下		基準なし	

亜鉛についての環境基準は水生生物保全に係る環境基準(平成15年11月5日告示により追加設定)である。

イ 生活項目調査結果一覧

その1

該当類型	河川名等	調査地点	P H			BOD(mg/l)				COD(mg/l)				S S(mg/l)				D O(mg/l)		
			m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)
河川B	矢作川	上塚橋	0 /12	0.0%	7.3～7.8 (7.5)	0 /12	0.0%	<0.5～2.0 (1.2)	1.8		1.3～4.0 (2.5)	3.0	0 /12	0.0%	1～13 (6)	12	0 /12	0.0%	7.8～13.5 (9.9)	
河川C	長田川	潭水橋	0 /12	0.0%	7.1～7.7 (7.3)	0 /12	0.0%	1.6～4.7 (3.1)	3.6		3.7～7.5 (5.5)	6.1	0 /12	0.0%	3～37 (12)	12	0 /12	0.0%	6.3～10.5 (8.2)	
〃	高浜川	一文字橋	2 /12	16.7%	7.1～8.8 (7.8)	1 /12	8.3%	1.3～6.5 (3.4)	3.9		3.9～7.9 (6.0)	6.5	0 /12	0.0%	5～28 (15)	17	1 /12	8.3%	4.7～13.3 (10.4)	
〃	新川	新川橋	0 /12	0.0%	7.0～8.0 (7.7)	0 /12	0.0%	1.6～3.8 (2.6)	3.2		3.5～9.7 (5.6)	5.9	0 /12	0.0%	3～17 (9)	14	1 /12	8.3%	4.5～9.2 (6.7)	
〃	鹿乗川	碧南用水 頭首工	0 /12	0.0%	7.0～7.6 (7.2)	1 /12	8.3%	1.3～5.1 (2.5)	3.1		4.1～6.9 (5.0)	5.2	0 /12	0.0%	5～28 (10)	11	0 /12	0.0%	6.3～10.5 (7.8)	
(目標)	堀川	源氏水門	0 /12	0.0%	7.3～7.9 (7.6)	3 /12	25.0%	0.6～11 (3.8)	3.6		1.7～10 (7.7)	9.7	0 /12	0.0%	2～21 (8)	11	4 /12	33.3%	3.7～9.6 (6.5)	
湖沼B	油ヶ淵	見合橋	4 /12	33.3%	7.3～9.1 (8.1)			1.6～7.0 (4.0)	5.0	9 /12	75.0%	3.9～8.0 (6.2)	7.2	5 /12	41.7%	7～39 (18)	22 /12	0.0%	5.9～13.7 (10.4)	
海域C	衣浦湾	中央埠頭	2 /12	16.7%	7.8～8.8 (8.2)					0 /12	0.0%	1.7～8.0 (4.9)	5.4			3～15 (8)	9 /12	0.0%	5.1～13.3 (9.1)	
〃	〃	ジクシス株 LPG基地岸壁	3 /12	25.0%	8.0～8.6 (8.2)					0 /12	0.0%	1.2～7.3 (4.6)	5.7			4～18 (8)	9 /12	0.0%	5.4～12.2 (8.3)	
環境基準			河川B	6.5～8.5		河川B	3 mg/l以下			湖沼B	5 mg/l以下			河川B	25 mg/l以下		河川B	5 mg/l以上		
			河川C	〃		河川C	5 mg/l以下			海域C	8 mg/l以下			河川C	50 mg/l以下		河川C	〃		
			湖沼B	〃		湖沼B	基準なし			河川	基準なし			湖沼B	15 mg/l以下		湖沼B	〃		
			海域C	7.0～8.3		海域C	基準なし			海域C	基準なし			海域C	基準なし		海域C	2 mg/l以上		

注 「m/n」とは、「環境基準に合致しない検体数/調査実施検体数」である。

「75%値」とは、小さいものから順に並べたときの0.75×Y番目のデータ値をいう。Y:データ数

該当類型	河川名等	調査地点	大腸菌群数(MPN/100ml)			全リン (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
			最小値～最大値	75%値	平均値	最小値～最大値	75%値	平均値	最小値～最大値	75%値	平均値
河川B	矢作川	上塚橋	23～7,000	1,300	1,300	0.02～0.07	0.04	0.04	0.4～1.1	0.7	0.7
河川C	長田川	潭水橋	350～35,000	4,500	5,800	0.30～2.2	1.1	0.94	1.1～3.9	3.7	2.9
〃	高浜川	一文字橋	110～240,000	1,700	22,000	0.18～0.55	0.38	0.34	0.8～3.7	2.5	2.4
〃	新川	新川橋	2.0～220,000	16,000	44,000	0.17～0.45	0.29	0.29	1.2～3.8	3.1	2.4
〃	鹿乗川	碧南用水 頭首工	79～130,000	16,000	18,000	0.16～0.32	0.20	0.20	1.0～3.3	2.5	2.2
〃 (目標)	堀川	源氏水門	<1.8～28,000	240	2,600	0.09～1.0	0.41	0.38	1.0～13	8.6	6.4
湖沼B(V)	油ヶ淵	見合橋	49～22,000	7,000	4,600	0.14～0.37	0.28	0.26	1.1～4.0	3.0	2.5
海域C(IV)	衣浦湾	中央埠頭	<1.8～940	<1.8	110	0.06～0.18	0.14	0.12	0.5～1.1	1.0	0.8
〃	〃	ジクシス(株) LPG基地岸壁	<1.8～330	<1.8	29	0.03～0.14	0.11	0.08	0.2～0.9	0.6	0.5
環 境 基 準			矢作川 5,000MPN/100ml以下			湖沼V 0.1mg/l以下 海域IV 0.09mg/l以下 河川 基準なし			湖沼V 1mg/l以下 海域IV 1mg/l以下 河川 基準なし		

#### 4 騒音・振動

##### (1) 騒音・振動の状況

騒音・振動の発生源は、工場・事業場の操業、建設作業、交通、飲食店の営業、家庭生活等、多種多様です。感覚的・心理的な面において、身近な公害でありながら解決の困難な公害の1つとなっており、毎年苦情原因の上位を占めています。

平成30年度は、市内における騒音把握のため環境騒音8地点、自動車騒音2地点の調査を実施しました。調査結果は、ほとんどが基準に適合していました。

##### ア 環境騒音

24時間調査を行い、昼間及び夜間の騒音の評価をしました。調査地点は一般地域の環境基準に係る地域の類型及びその面積・人口を勘案し、以下の8地点としています。調査結果は、昼間及び夜間ともに環境基準に適合していました。

なお、調査地点C-1、2、3について、平成28年度に地点を見直しました。

##### (ア) 環境騒音調査結果の推移

(単位：dB)

類型 -No.	用途地域	調査地点名	所在地	環境基準		平均等価騒音レベル				
						年度（平成）				
						H26	H27	H28	H29	H30
A-1	第一種低層 住居専用地域	碧南市哲学たい けん村無我苑	坂口町 2-3	昼間	55	42	47	44	48	43
				夜間	45	34	42	42	36	38
A-2	第一種中高層 住居専用地域	下山公園	入船町 1-60	昼間	55	47	47	53	48	51
				夜間	45	45	42	42	42	44
B-1	第一種住居地域	碧南市上水道 第2配水場	二本木町 4-37	昼間	55	48	43	45	45	49
				夜間	45	45	37	43	41	42
B-2	第一種住居地域	碧南市 西端公民館	半崎町 3-60	昼間	55	46	52	48	49	53
				夜間	45	37	45	42	41	41
B-3	市街化調整区域	碧南市 前浜集落センター	前浜町 1-80	昼間	55	46	49	49	45	51
				夜間	45	38	38	43	39	45
C-1	近隣商業地域	外ヲ屋呉服店 駐車場	棚尾本町 1-52	昼間	60	56	54			
				夜間	50	45	40			
		碧南市役所 庁舎西	松本町 28	昼間	60			52	53	54
				夜間	50			50	44	44
C-2	準工業地域	浜尾町児童遊園	浜尾町 4-84	昼間	60	49	47			
				夜間	50	42	41			
		踏分公園	踏分町 1-101-1	昼間	60			50	48	52
				夜間	50			46	42	42
C-3	準工業地域	盛田陽一郎宅	石橋町 3-107	昼間	60	52	50			
				夜間	50	39	42			
		若宮公園	若宮町 7-19	昼間	60			46	48	47
				夜間	50			42	40	45

(注) 昼間は6:00-22:00、夜間は22:00-翌日6:00



環境騒音調査（下山公園）



環境騒音調査（碧南市上水道第2配水場）

## イ 自動車騒音

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。自動車騒音常時監視地域は、幹線交通を担う道路の道路端から両側50メートルの範囲内の住居等（商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）です。

平成30年度の本市の自動車騒音常時監視調査は、騒音の実測を国道247号線沿いの2地点と県道2地点で行いました。過年度調査結果を含めた評価区間内の全戸数3,070戸中昼夜ともに環境基準値以下は3,036戸で98.9%でした。

なお、要請限度調査結果は、4地点とも基準を超過していませんでした。

### (ア) 自動車騒音の面的評価調査結果の推移

項 目		年度（平成）					
		H26	H27	H28	H29	H30	
評価区間延長	Km	15.4	19.7	25.5	25.5	25.5	
評価区間数	区間	9	11	15	15	15	
住居等戸数	戸	1,908	2,222	2,951	3,070	3,070	
評 価 結 果	昼夜とも基準値以下	%	98.5	98.9	99.0	98.9	98.9
	昼のみ基準値以下		0.9	0.4	0.2	0.4	0.7
	夜のみ基準値以下		0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	昼夜とも基準値超過		0.2	0.4	0.5	0.5	0.1

(注) 昼間（基準値 70dB 以下）は 6：00-22：00、夜間（基準値 65dB 以下）は 22：00-翌日 6：00

(注)     は次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は両車線で4車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

## (イ) 路線別面的評価調査結果

項目	路線等	全体	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			一般 国道	県道 安城 碧南線	県道 米津 碧南線	県道 米津 碧南線	県道 道場山 安城線	県道 道場山 安城線	県道 西尾新 川港線	県道 平坂福 清水線	県道碧 南高浜 環状線
評価区間延長	Km	25.5	5.0	3.1	0.8	4.3	1.6	3.5	1.4	3.0	2.8
評価区間数	区	15	4	2	1	1	1	1	1	2	2
住居等戸数	戸	3,070	280	546	134	748	238	200	188	291	555
昼夜とも 基準以下	戸 %	3,036 98.9	258 92.1	544 99.6	133 99.3	737 98.5	238 100.0	200 100.0	188 100.0	291 100.0	555 100.0
昼のみ 基準以下	戸 %	23 0.7	22 7.9	2 0.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
夜のみ 基準以下	戸 %	9 0.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 1.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
昼夜とも 基準超過	戸 %	2 0.1	0 0.0	0 0.0	1 0.7	2 0.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(注) 昼間（基準値 70dB 以下）は 6：00-22：00、夜間（基準値 65dB 以下）は 22：00-翌日 6：00

(注) 全体欄の戸数は複数区間を評価した際に重複した戸数を除いたもの

## (ウ) 自動車騒音の要請限度調査結果

(単位：dB)

No.	調査地点	路線名	時間 区分	基準 値	平均等価騒音レベル				
					年度(平成)				
					H26	H27	H28	H29	H30
1	碧南市南部市民ﾌﾟﾗﾝ前 (塩浜町 7-135)	国道 247 号線	昼間	75	66	62	67	68	66
			夜間	70	62	58	62	63	63
2	碧南市海浜水族館前 (浜町 2-3)	国道 247 号線	昼間	75	61	67	69	64	62
			夜間	70	57	63	56	61	58
3	碧南市民病院 (平和町 3-6)	県道安城 碧南線	昼間	75	—	—	—	—	69
			夜間	70	—	—	—	—	64
4	浄土真宗鷺塚教会 (鷺林町 3-15)	県道米津 碧南線	昼間	75	—	67	—	—	—
			夜間	70	—	61	—	—	—
5	セブンイレブン碧南日進 2丁目店(日進町 2-25)	県道米津 碧南線	昼間	75	67	—	—	—	—
			夜間	70	61	—	—	—	—
6	秋葉神社 (金山町 4-6)	県道道場山 安城線	昼間	75	—	—	—	—	65
			夜間	70	—	—	—	—	59
7	碧南消防署北分署 (三度山町 2-27)	県道道場山 安城線	昼間	75	—	70	—	—	—
			夜間	70	—	64	—	—	—
8	碧南市鷺塚公民館 (旭町 2-66)	県道西尾 新川港線	昼間	75	65	—	—	—	—
			夜間	70	61	—	—	—	—
9	碧南市文化会館北 (源氏神明町 4)	県道平坂 福清水線	昼間	75	—	—	65	—	—
			夜間	70	—	—	58	—	—
10	碧南市文化会館東 (源氏神明町 4)	県道碧南 高浜環状線	昼間	75	—	—	62	—	—
			夜間	70	—	—	53	—	—

(注) 時間区分の昼間は 6：00-22：00、夜間は 22：00-翌日 6：00

(2) 騒音振動に関する施策

ア 規制基準

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で規定する特定施設を設置している工場や事業所等は、敷地境界上における騒音、振動の規制基準が定められています。工場や事業所等は、その規制基準を守ることが義務付けられています。

イ 届出状況

(ア) 騒音・振動特定施設等

平成31年3月31日現在

(単位:台)

騒音・振動特定施設等	騒音規制法 特定施設	振動規制法 特定施設	県民の生活環境の保全等 に関する条例	
			騒音発生施設	振動発生施設
1 金属加工機械	426	218	904	375
2 圧縮機及び冷凍機	525	223	1,659	1,915
3 土石用の破砕機等	20	49	167	151
4 織機	64	27	0	0
5 建設用資材製造機械	2	1	1	0
6 穀物用製粉機	9	-	47	56
7 木材加工機械	19	0	13	0
8 抄紙機	0	-	0	-
9 印刷機械	24	6	4	4
10 合成樹脂用射出成形機	96	103	170	170
11 鋳造型機	88	52	5	5
12 ゴム練用ロール機等	-	0	-	2
13 ディーゼルエンジン等	-	-	60	72
14 送風機及び排風機	2に含む	-	2,365	2,632
15 走行クレーン	-	-	148	-
16 洗びん機	-	-	0	-
17 真空ポンプ	-	-	103	-
届出施設合計	1,273	679	5,646	5,382
届出事業場数	160	109	244	277

(注)「-」は、届出対象外である。

## (イ) 特定建設作業届出状況

平成31年3月31日現在

在

(単位：件)

作業区分	規制区分	騒音規制法	振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例	
				騒音	振動
1	くい打ち機等を使用する作業	10	10	4	5
2	びょう打機を使用する作業	0	—	1	—
3	さく岩機を使用する作業	52	—	11	—
4	空気圧縮機を使用する作業	13	—	7	—
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	—	3	—
6	バックホウを使用する作業（出力80kW以上）	52	—	—	—
7	トラクターショベルを使用する作業（出力70kW以上）	0	—	—	—
8	ブルドーザーを使用する作業（出力40kW以上）	7	—	—	—
9	建築物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	—	—	7	—
10	コンクリートミキサー車等を使用する作業	—	—	93	—
11	コンクリートカッターを使用する作業	—	—	74	—
12	バックホウ等を使用する作業（出力不問）	—	—	196	—
13	ロードローラー等を使用する作業	—	—	151	—
14	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	—	0	—	0
15	舗装版破砕機を使用する作業	—	0	—	1
16	ブレーカーを使用する作業	—	58	—	9
合 計		134	68	547	15

## 【参考】 騒音・振動の大きさの目安

(単位：dB)

騒音の大きさ	目 安
100	電車の通るときのガードの下
90	交通量の激しい交差点
80	電車の車内・ピアノ・ステレオ
70	電話のベル・車の暖気運転・家庭用ボイラー
60	普通の会話・騒々しい事務所の中・クーラー
50	普通の事務所の中・真夜中の給排水音
40	市内の深夜・図書館の中
30	郊外の深夜・ささやき声
20	木の葉の触れ合う音・置き時計の秒針の音（前方1m）

(単位：dB)

振動の大きさ	目 安	被害程度
90	人体に生理的影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪いものは倒れる
80	産業職場で振動が気になる 深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、つりさげの電灯や水面が動く
70	浅い睡眠に影響が出始める	一般の人たちにも感じ、戸、障子がかすかに動く
60	振動を感じ始める	静止している人や敏感な人に感じる程度。
50	ほとんど睡眠に影響はない	人体には感じないで、地震計に記録される程度
40	常時微動	

## 5 悪 臭

### (1) 悪臭に関する状況

私たちは生活様式、産業形態の多様化に伴い、多種多様な臭いに囲まれて生活しています。臭いは、時として私たちの心に清々しさや安らぎを与えるものである反面、不快感や嫌悪感を与えるものです。

悪臭の規制については、人の嗅覚を用いた「臭気指数規制」を導入しています。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、畜産関係、コーンスターチ製造業、鋳物製造業（シェルモールド法によるもの）等の15業種の工場等は、悪臭物質の排出状況について毎年届出が義務付けられています。

### (2) 悪臭に関する施策

#### ア 規制基準

##### 臭気指数規制

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
敷地境界線（1号基準）	1.2	1.5	1.8
気体排出口（2号基準）	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出 ※1		
排 出 水（3号基準）	2.8	3.1	3.4

※1 敷地境界以外の着地地点において1号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値。

#### 【参考】

##### <臭気指数の算定方法>

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

##### 臭気濃度と臭気指数の関係

臭気濃度（希釈倍率）	10	16	32	64	100
臭 気 指 数	1.0	1.2	1.5	1.8	2.0

イ 届出状況

平成30年度

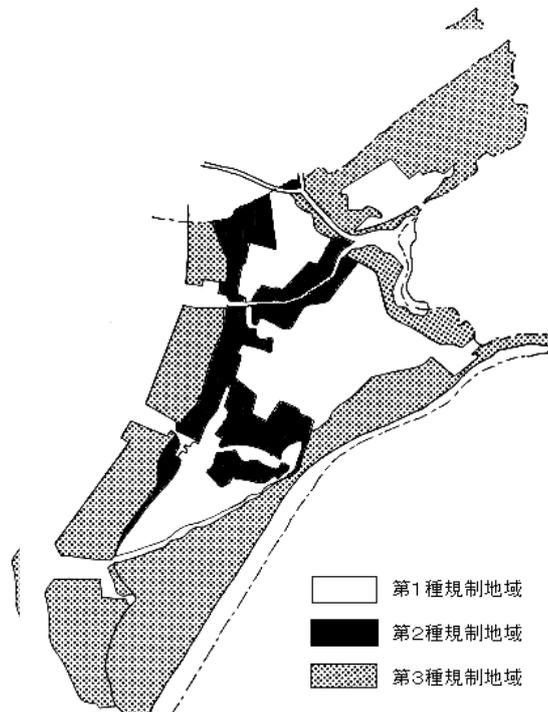
(単位:件)

業種	事業所数	業種	事業所数
1 ア. 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡以上のもの)	4	7 ゴム製品製造業 (加硫施設を有するもの)	1
イ. 牛房施設 (牛房の総面積が200㎡以上のもの)	0	8 石油化学工業 (カプロラクタムの製造施設を有するもの)	0
ウ. 鶏を30,000羽以上飼育するもの	0	9 石油精製業	0
エ. 鵜を20,000羽以上飼育するもの	0	10 製鉄業 (溶鋳炉を有するもの)	0
2 飼育又は有機質肥料の製造 (乾燥施設をゆうするもの)	1	11 鋳物製造業 (シェルモールド法によるもの)	16
3 コーンスターチ製造業	1	12 化製場 (へい獣処理場等)	0
4 レーヨン製造業 (紡糸施設を有するもの)	0	13 し尿処理施設	0
5 セロファン製造業 (製膜施設を有するもの)	0	14 ごみ処理施設	1
6 クラフトパルプ製造業	0	15 終末処理場	1
合		計	
		25	

ウ 規制地域

第1種地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域
第2種地域	商業地域、準工業地域、工業地域、丸山町1丁目市街化調整区域の一部
第3種地域	工業専用地域、市街化調整区域 (除 第2種地域である丸山町1丁目市街化調整区域の一部)

規制地域図



## 第3 公害苦情

### 1 公害苦情の状況

公害苦情は、工場や事業所等製造業に起因するものが多くありますが、日常生活に伴って生じるものなども増えてきており、複雑多岐に渡っています。

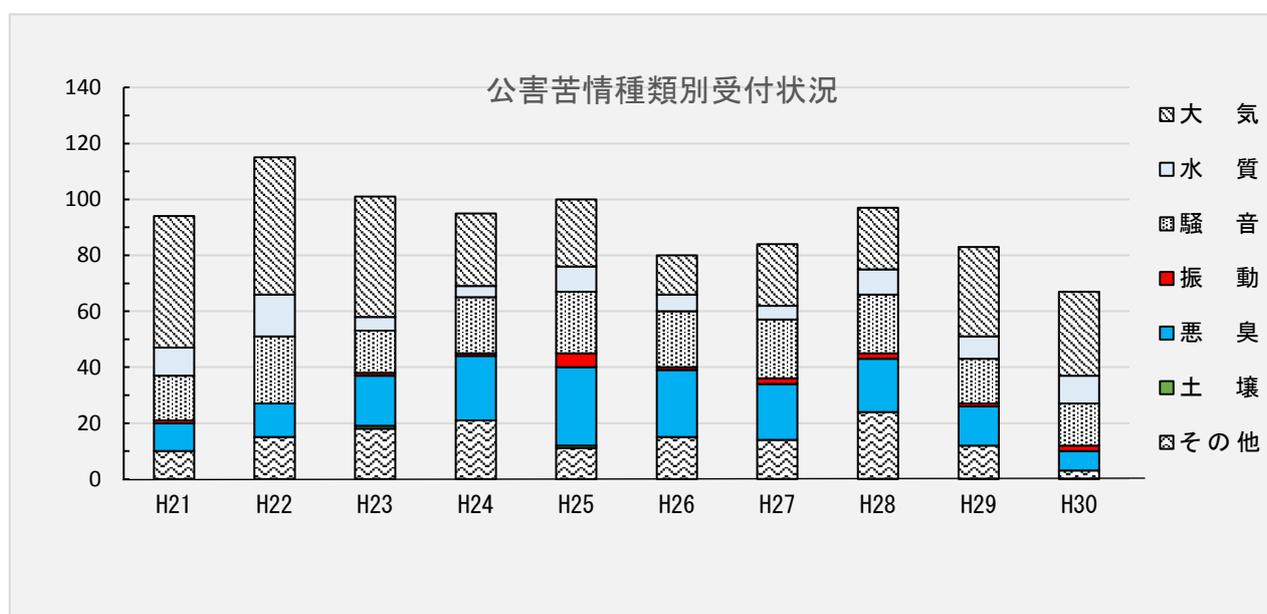
平成30年度に受け付けた公害苦情は67件で、例年同様住居系地域及び準工業地域で大気汚染、騒音、悪臭の苦情が多発しています。公害苦情の解決のためには、事業者等の公害防止意識の向上はもちろんのこと、日常生活に伴って生じる苦情については、法規制とは別に、良好な隣人関係の確立、各自のモラルの向上が望まれます。

### 2 公害苦情の受付状況

#### (1) 公害苦情種類別受付件数

(単位：件)

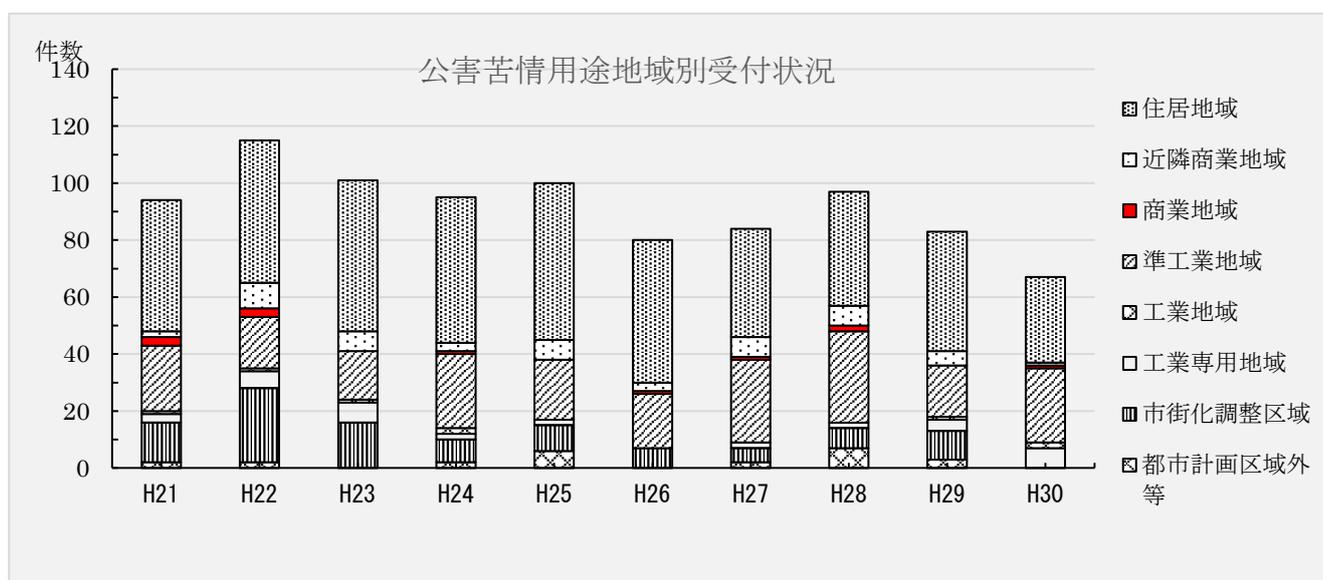
公害の種類	年度（平成）										合計
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
大 気	47	49	43	26	24	14	22	22	32	30	309
水 質	10	15	5	4	9	6	5	9	8	10	81
騒 音	16	24	15	20	22	20	21	21	16	15	190
振 動	1	0	1	1	5	1	2	2	1	2	16
悪 臭	10	12	18	23	28	24	20	19	14	7	175
土 壌	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
そ の 他	10	15	18	21	11	15	14	24	12	3	143
合 計	94	115	101	95	100	80	84	97	83	67	916



(2) 公害苦情用途地域別受付件数

(単位:件)

公害の種類	年度(平成)										合計
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
住居地域	46	50	53	51	55	50	38	40	42	30	455
近隣商業地域	2	9	7	3	7	3	7	7	5	1	51
商業地域	3	3	0	1	0	1	1	2	0	1	12
準工業地域	23	18	17	26	21	19	29	32	18	26	229
工業地域	1	1	1	2	0	0	0	0	1	2	8
工業専用地域	3	6	7	2	2	0	2	2	4	7	35
市街化調整区域	14	26	16	8	9	7	5	7	10	0	102
都市計画区域外等	2	2	0	2	6	0	2	7	3	0	24
合計	94	115	101	95	100	80	84	97	83	67	916



(3) 公害苦情種類別発生原因別受付件数一覧表 (平成 30 年度)

(単位:件)

公害の種類	農業	漁業	建設業	製造業	電気・ガス 供給業	通信業・ 運輸業	小売業・ 卸売業	サービス業	家庭的な 簡易なもの	その他	合計
大気汚染	6	0	7	4	0	0	1	1	9	2	30
水質汚濁	0	0	2	1	0	0	1	0	1	5	10
騒音	0	0	4	8	0	0	2	0	1	0	15
振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
悪臭	0	0	0	4	0	0	0	1	0	2	7
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
合計	6	0	13	17	0	0	4	2	13	12	67

## 第4 環境基本計画

本市は、平成15年12月に「碧南市環境基本条例」を制定し、市民、事業者、行政が一体となって「持続可能な社会」を創りあげることが目的として、平成16年3月に「碧南市環境基本計画」を策定しました。現在は第2次計画を推進しています。本計画に基づく17のリーディングプロジェクトの進捗状況は下記のとおりです。

### 1 自然環境の保全

#### (1) 白砂青松プロジェクト

かつての白砂青松を復元させ、市民から遠くなった海辺を、いつかどこかに取り戻そうとする方向性を示し、環境保全の大切さと市民それぞれが環境に果たす役割を再認識してもらう。

No.	事業名	事業内容	実績
1	松並木管理 (都市整備課)	前浜地区と川口地区の間にある松並木の 松くい虫防除など定期的な管理	草刈2回

#### (2) 水路・河川浄化プロジェクト

水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。

No.	事業名	事業内容	実績
1	流域モニタリング調査 (市民会議)	あいち水循環再生指標を用いた定期的な 水質検査を実施	新川地区 公有水面 2地点
2	河川・海域等水質調査 (環境課)	市内の河川、油ヶ淵、衣浦湾で毎月水質調査 を実施	市内 9地点
3	廃食用油回収(環境課)	家庭から出る天ぷら油等の回収	廃食用油 7800回収
4	広域的連携事業 (環境課)	矢作川沿岸水質保全対策協議会、豊かな海 “三河湾”環境再生推進協議会等、協議会 における広域的な連携	協議会活動の実施
5	浄化槽設置整備事業補助 事業(環境課)	小型合併処理浄化槽設置費の一部補助	補助基数 12基
6	公共下水道整備 (下水道課)	公共下水道整備の効率的かつ計画的推進 及び供用開始区域内の早期接続	普及率 76.4%



前浜松並木



廃食用油回収

(3) 矢作川ふれあいプロジェクト

母なる矢作川に親しみ、矢作川の残された自然環境（水質・動植物）を保全する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	矢作川水源基金事業 (経営企画課)	矢作川流域の地域交流を図るため矢作川上下交流バスツアーを実施	平成30年度実績なし
2	碧南市特別採捕連絡協議会への支援 (農業水産課)	碧南市特別採捕連絡協議会が行う事業への支援協力	国交省河川事務所との連絡調整
3	おさんぽかんさつ会 (水族館)	矢作川の河口で生き物観察をしよう！ 矢作川周辺のゴミ拾いと生物の観察会	受講者 58人

(4) よみがえれ油ヶ淵プロジェクト

改善が進まない水質、緑地の少ない碧南に清らかな水と緑を回復する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	油ヶ淵流域水環境モニタリングへの参加(市民会議・西端小学校他)	愛知県が主催する油ヶ淵水環境モニタリングに参加し定期的な水質調査を実施	実施回数 各12回
2	油ヶ淵水質浄化促進協議会 (環境課)	愛知県と油ヶ淵流域4市の連携事業 ①油ヶ淵浄化デー(一斉清掃) ②アクション油ヶ淵(啓発イベント)	①参加者 608人 ごみ収集 290kg ②油ヶ淵水辺公園にて開催
3	ボランティア支援 (環境課)	ボランティア団体の活動に協力	油ヶ淵の葦刈り等
4	油ヶ淵漁業協同組合支援 (農業水産課)	油ヶ淵漁業協同組合への支援・協力	油ヶ淵周辺の廃棄物等の回収・処分
5	ホタル保護活動支援 (都市整備課)	ボランティア団体に対し油ヶ淵遊園地内にほたる育成の場を提供	ホタル放流や鑑賞会開催
6	清流ルネッサンスⅡ事業 (下水道課)	愛知県と流域4市で第二期水環境改善緊急行動計画事業を推進	西端下水道普及率 市街化区域 100%



油ヶ淵水環境モニタリング



油ヶ淵浄化デー

(5) みどり再生プロジェクト

目にみえるみどりを増やし、そこに集う生き物と人間が共存できるみどり豊かな碧南にする。

No.	事業名	事業内容	実績
1	グリーンカーテン事業 (環境課)	ゴーヤなどによる緑のカーテンを公共施設に設置、収穫した実は市民配布	実施施設 22ヶ所
2	緑化保全事業 (都市整備課)	良好な自然環境の確保と美観と風致を維持するため、樹木や樹林の保護に対する補助	保存樹木 6本 保存樹林 28ヶ所
3	市民緑化推進 (都市整備課)	緑化を推進するため新たに生垣を設置する経費の一部を補助	補助件数 0件
4	都市緑化推進 (都市整備課)	あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金を受け、公共及び民間緑化を推進するための経費の一部を補助	補助件数 6件
5	花いっぱい推進 (都市整備課)	街路植樹帯及び公園等で花や景観の維持管理に努める団体に花苗や資材等を支給	対象団体 26団体
6	碧南レールパーク整備事業 (都市整備課)	名鉄三河線跡地を公園として整備することにより緑化を推進	住民1人あたり都市公園面積 6.04㎡
7	幼稚園、保育園・小中学校緑化推進 (庶務課、こども課)	園内及び校内の鉢植えや花壇整備、野菜栽培、樹木剪定などを実施	市立全校で実施
8	公共施設緑化推進 (関係各課)	公共施設の緑化推進及び維持管理	緑化面積 77,135㎡ 緑化率 12.4%
9	ビオトープ造成 (水族館)	みどりとの共存、楽しみながら学べる教育活動や市民の憩いの場としての機能、希少種の保護・啓発のためビオトープを設置	養生中(平成31年3月完成)

(6) 外来種駆除推進プロジェクト

市内に広く分布し生態系に悪影響を及ぼしている外来種の駆除を進めるとともに、市民に正しい知識の普及と啓発を進める。

No.	事業名	事業内容	実績
1	オオキンケイギク啓発 駆除活動 (環境課)	西三河南部生態系ネットワーク協議会及び碧南高校と連携し、特定外来植物であるオオキンケイギクの一斉駆除活動を実施	矢作川河川敷 参加者 約45名 駆除量 760kg



グリーンカーテン (幼稚園)



オオキンケイギク一斉駆除

## 2 まちづくり

### (1) おとましい（勿体ない）推進プロジェクト

忘れかけている「おとましい（勿体（もったい）ない）」の精神を啓発し、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを改善する。資源循環型社会を構築する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	一般廃棄物処理基本計画 推進（環境課）	一般廃棄物の適正処理、減量化や再生利用の推進	平成21年3月策定 平成30年3月改定
2	食品ロス啓発活動 （市民会議）	「食品ロス」を減らすため市内催し物で啓発活動	ふれあいフェスティバル等にブース出展
3	分別収集 （環境課）	各地区・町内会の協力のもと3R運動を住民・事業者・行政が連携して推進	資源ごみステーション 94ヶ所 分別収集量 1,554,959 kg
4	ごみ減量意識啓発出前講座 （環境課）	ごみの分別及び3R意識啓発のため地区や学校関係に出前講座を開設	開催 0回

### (2) 身近な乗り物プロジェクト

エネルギー消費の少ない交通手段や公共交通機関の利用推進等により、大気汚染防止や地球温暖化防止を図る。

No.	事業名	事業内容	実績
1	パーク&ライド管理 （資産活用課）	公共交通機関の利用促進のため、駅付近に駐車場等を設置	設置 3ヶ所 収容台数 83台
2	低公害車導入 （資産活用課）	公用車として、ハイブリッド自動車及び低燃費認定自動車の導入推進	導入率 68.8%
3	市内巡回バス 「くるくるバス」運営 （商工課）	高齢者や障害者等交通弱者の利便を図り広く住民の地域社会参加を促進するため無料バスを運行	利用者 132,106人
4	電気自動車充電設備管理 （環境課）	市役所駐車場内に設置した電気自動車充電スタンドの利用推進	利用実績 786回
5	自転車歩行者道の整備 （土木港湾課・都市整備課）	自転車が安全に走行できるよう自転車と歩行者が通れる自転車歩行者道を整備	市道権現線 330m 国道247号沿い 3.9km レールパーク 2.3km



くるくるバス（市内循環バス）



碧南市役所東駐車場 充電スタンド

(3) へきなんの景観（風景）保存・創造プロジェクト

先人から受け継いだ建物や環境を保全して、次世代以降に碧南らしい町並みや生活環境を残す。水辺のまち「碧南」らしい景観を形成する。

(4) その他、まちづくりに関する活動

No.	事業名	事業内容	実績
1	春の清掃週間 (環境課)	5月30日(ごみゼロの日)を含む1週間を、環境美化・ごみ減量化等について考え行動する週間とし、うち1日を一斉清掃の日とする	参加者 3,000人 収集量 3.34t
2	秋のクリーンピーときれいな街づくり (環境課)	児童生徒を始め、市民及び団体による市内一斉清掃	参加者 9,500人 収集量 4.43t
3	市内の環境監視 (環境課)	NO <sub>x</sub> やSPM等の大気環境調査、市内各地の環境騒音調査等を実施	市内各地で実施
4	公害防止に関する協定 (環境課)	臨海工業地帯の事業所と公害防止に関する協定を締結し、市独自の上乗せ基準の設定や公害測定結果の報告等、公害発生の未然防止対策を実施	締結数 138協定

3 ひとづくり

(1) 環境リーダー養成プロジェクト

リーディングプロジェクト等の目標達成に向け、率先して環境活動を継続的に推進させることができる人材の養成、あるいは環境活動を啓発するための講座を開設する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	環境リーダー養成講座 (市民会議)	率先して環境活動に取り組む人材を養成するための環境学習講座を開設	回数 3回 参加者 33人
2	自然観察会 (水族館)	① 河原で発見！化石を探そう！ ② 海の生きもの魚っちゃんぐ ③ 秋のきのこを探しに行こう！	① 受講者 37人 ② 受講者 31人 ③ 受講者 28人



環境リーダー養成講座（野鳥観察会）



おさんぽかんさつ会（矢作川）

(2) みんなでやろまい7万人の「私の環境宣言」プロジェクト

環境をよくする、あるいはこれ以上悪くしないために、自分たちでできる身近なことを「私の環境宣言」として宣言してもらい、それを実行することによって、碧南市の環境を保全し、さらに向上させる。

No.	事業名	事業内容	実績
1	環境宣言推進 (市民会議)	市民及び事業所等における環境宣言登録の促進	登録者数 27,769人 (累計)

(3) 碧(みどり)の道 里親プロジェクト

碧南の公園の未来像づくりとともに、公園などの管理・運営を市民と行政が一緒に取り組むことによって、市民が自分たちの道路や公園として大切に作る気運を高める。

No.	事業名	事業内容	実績
1	碧の道里親プロジェクト (市民会議)	道路等の特定の公共用地において、市民等による定期的な美化活動を推進	登録団体 21団体 個人 2,175人
2	公園等愛護会報償金交付 (都市整備課)	公園愛護及び美化活動推進のため公園の清掃や除草を行う団体に報償金を交付	交付 35団体 管理公園緑地28ヶ所



市イベントにおける環境宣言募集



碧の道里親プロジェクト看板

(4) みんなでつくろまい「碧南環境マップ」プロジェクト

小中学校の児童等市民の参加で、碧南を探索しながら、緑地や植物分布、生物分布、碧南市の素敵な所、宝になる所、残したい所及び改善したい所等をマップ化する活動を通じて、市民の環境への関心を高め、環境をより良くする行動を実践する人を増やす。

No.	事業名	事業内容	実績
1	生きもの調査隊 (水族館)	市内小学生を対象に市内の生きものを調査し、分布マップを作製	セミの抜け殻マップを作製

(5) 土、食大切プロジェクト

土や食を大切にする農作業を体験する機会を設けることによって、食と環境に関心のある市民を増やす。さらに次世代を担う子どもたちの土、食への関心を高める。それによって、農業者の減農薬・有機栽培等の環境保全型農業への取り組みを促進する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	親子エコクッキング教室 (環境課)	地産地消、食器用洗剤の利用を最低限にする等の環境意識を高める料理教室を開催	親子受講者 28人
2	地産地消推進 (農業水産課)	①河方ふれあい体験農園野菜もぎとり体験 ②碧南産さつま芋購入助成 ③地元農産物を使った体験教室 ④地元農産物を使った料理教室等	幼稚園・保育園 保育園 小学校 団体
3	減農薬資材普及推進 (農業水産課)	フェロモントラップなどの減農薬資材の普及を推進	薬剤購入補助 3団体
4	環境保全型農業の産地形成 (農業水産課)	県やJAと連携して、エコファーマーなど環境保全型農業を推進	継続実施



体験農園野菜もぎとり体験



親子エコクッキング教室

(6) その他、ひとづくりに関する活動

No.	事業名	事業内容	実績
1	環境保全ポスター募集 (環境課)	市内中学生を対象に環境保全ポスターを募集し、環境について考える機会をつくる	応募数 412点
2	広報へきなんでの啓発 (環境課)	広報へきなんに環境特集として「環境月間」について掲載し、市民に広く啓発する	広報6月1日号に環境特集を掲載
3	地域環境保全委員 (市民会議)	愛知県環境基本条例に基づき、地域の環境把握や環境意識の推進をする委員の選出	担当地区を分けて2名を選出

#### 4 循環

##### (1) 生ごみ活用循環プロジェクト

生ごみを資源としてとらえ、堆肥化を推進することにより、可燃ごみの減量を図る。

No.	事業名	事業内容	実績
1	保育園生ごみ処理実績 (環境課)	保育園5園に導入した生ごみ処理機による生ごみの処理	処理量 5,652.5kg
2	生ごみ処理機・コンポスト購入補助 (環境課)	家庭用生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器的購入費の一部補助	生ごみ処理機 16台 コンポスト 18台
3	生ごみ処理キット無料配布 (市民会議)	市内催し物にて発泡スチロールで作製した生ごみ処理キットを配布	配布数 5基

##### (2) 再生可能エネルギー（太陽光等）利活用推進プロジェクト

太陽光等の自然エネルギーの利活用を推進することでCO<sub>2</sub>排出量の削減に寄与する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	公共施設太陽光発電屋根貸し事業 (資産活用課)	公共施設の屋根や屋上を太陽光発電設置場所として提供することで導入を推進	設置施設 13箇所
2	スマートハウス設備設置費補助 (環境課)	住宅用の太陽光発電設備、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、次世代自動車充電設備、エネルギー管理システム（HEMS）を設置する費用の補助	太陽光発電 127件 燃料電池 9件 蓄電池 43件 充電設備 0件 HEMS 37件
3	公共施設への自然エネルギー導入推進 (建築課)	公共施設に自然エネルギー（太陽光発電）の利活用を推進	設置施設 12箇所

##### (3) 天の恵み 雨水利用プロジェクト

水資源の有効活用と水不足の緩和のために、雨水の利用を促進する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	市役所本庁舎での雨水利用 (資産活用課)	市役所本庁舎にて雨水を貯留し洗車や花壇の水やりやトイレ等で再利用	設置施設 1箇所
2	公共施設における中水利用の推進 (建築課)	公共施設に中水（雨水）の利用を推進	設置施設 15箇所
3	浄化槽転用貯留槽設置の補助 (下水道課)	下水道接続により不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用することの一部補助	補助件数 5件
4	雨水貯留槽設置補助 (下水道課)	雨水貯留層を設置することの補助	補助件数 1件
5	打ち水大作戦 (市民会議)	市庁舎で溜めた雨水を利用し、体感温度の低下及びもったいない意識を啓発するため市民を交えて打ち水を実施	台風により元気ッス！へきなん中止のため実施せず。

(4) その他、循環に関する活動

No.	事業名	事業内容	実績
1	農業用使用済プラスチック等の適正処理 (農業水産課)	J A・農家と連携した使用済プラスチックやビニールの適正処理	廃ビニール 1 t 廃ポリ 44 t 廃マルチ 33 t
2	再資源化製品の公共事業への率先利用促進 (土木港湾課)	再資源化製品の公共事業への率先利用を促進	継続実施
3	建築廃材の分別・再資源化推進 (建築課)	建設廃棄物について分別の徹底、再資源化の促進と啓発	継続実施
4	節水啓発 (水道課)	節水に関する情報のホームページ掲載	常時掲載



公共施設太陽光発電設備 (市役所)



元気ッス!へきなん 打ち水大作戦

※事業名の欄の中でカッコ内は担当部局を表します。

「市民会議」とあるのは、「へきなん市民環境会議」が担当した事業です。

## 第5 生活排水対策推進計画

炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水を生活排水と呼び、油ヶ淵の汚染要因の大部分は生活排水とされています。

本市は、水質汚濁防止法により平成3年3月に油ヶ淵周辺地域が生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、平成4年3月に碧南市生活排水対策推進計画を策定、現在は平成29年3月に改訂した第4期の計画に基づき生活排水対策を推進しています。



平成5年には県と油ヶ淵周辺4市が油ヶ淵水質浄化促進協議会を設立し、油ヶ淵の水質浄化を目指した水環境改善緊急行動計画（通称、清流ルネッサンス21）を策定して生活排水対策を行ってきました。目標年度の令和2年度には目標水質COD 6 mg/Lを達成するため、第3期計画の清流ルネッサンスⅡに取り組んでいます。

生活排水対策は、市民一人ひとりが身近なところから取り組みを進めていくことが肝要です。今後も、各実験や事業の結果をふまえ、市民の協力を得ながら生活排水対策を推進していきます。

### 1 生活排水対策推進計画の目標

本計画の目標年度は令和8年度とし、目標年度までに汚水整備人口普及率98%を目指します。また、計画の理念を実現するため、以下の4つの目標を掲げました。

- (1) きれいな水を子どもたちに残そう（生活排水処理施設等の整備）
- (2) ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう（水辺空間等の整備）
- (3) 水を育む活動をみんなで広げよう（生活排水対策に係る広報啓発等）
- (4) 流域全体でつながりあって取り組もう（流域全体の生活排水対策の推進）

### 2 生活排水対策推進計画の進捗状況

項 目		策定時現況 (平成27年度)	見込み実績 (平成30年度末)	計画目標 (令和8年度)
市全域	汚水整備人口普及率	77.0%	82.3%	概ね98.0%
	下水道 整備人口	49,539人	54,305人	68,560人
	浄化槽 整備人口	5,809人	5,577人	240人
油ヶ淵 流域	汚水整備人口普及率	85.6%	90.1%	概ね98.0%
	下水道 整備人口	11,092人	12,199人	13,820人
	浄化槽 整備人口	874人	370人	60人

## 第6 地球温暖化対策実行計画（区域施策）

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まったことにより、地球温暖化が徐々に進行しています。

本市では、平成23年3月に策定した本計画を推進してまいりましたが、こうした社会情勢の変化と新たな視点を踏まえ、平成29年3月に計画の改定を行いました。この内容に基づき、新たな地球温暖化対策に取り組んでまいります。



### 1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

区 分	目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
短期目標	平成32年度	基準年度（平成20年度）比15%削減
中期目標	平成42年度	基準年度（平成20年度）比29%削減

### 2 温室効果ガス排出量の現況と推移

#### (1) 温室効果ガス排出量の現況

本市における温室効果ガスの排出量は、平成29年度では1,256千t-CO<sub>2</sub>となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成20年度の排出量1,329千t-CO<sub>2</sub>と比較しますと、73千t-CO<sub>2</sub>（5.5%）減っています。

また温室効果ガス排出量を部門別にみますと、平成29年度では産業部門の二酸化炭素が68.1%となっており、排出量の大半を占めています。

（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

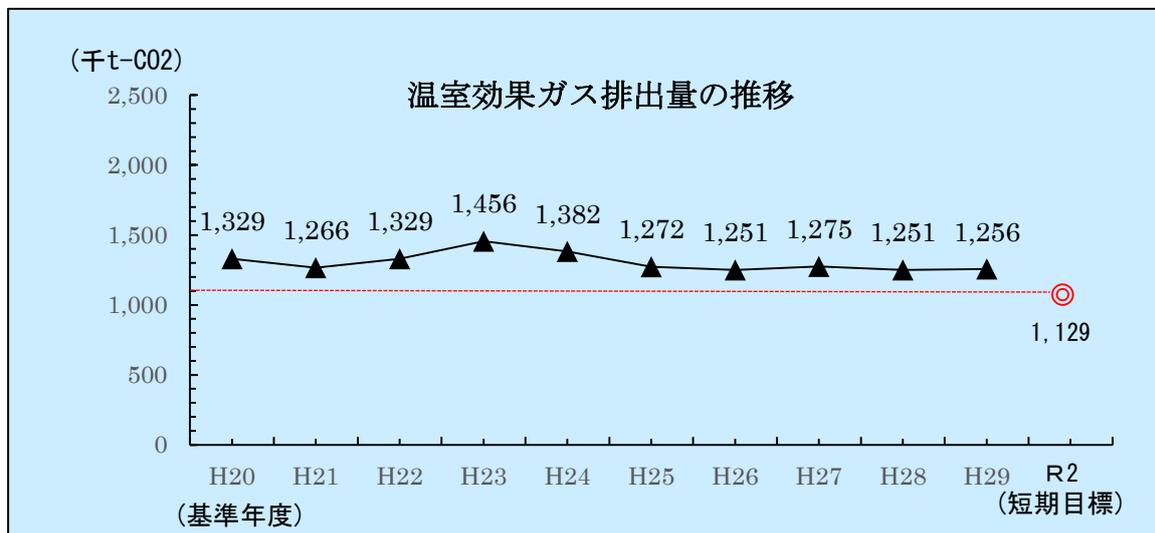
部門 \ 年度		平成20年度 （基準年度）	平成28年度	平成29年度		基準年度 比増減
				排出量	構成比	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業部門	864	838	853	68.1%	1.3%減
	民生家庭部門	115	96	96	7.6%	16.5%減
	民生業務部門	121	147	139	11.1%	14.9%増
	運輸部門	209	153	150	12.0%	28.2%減
	廃棄物部門	16	14	15	1.2%	6.3%減
メタン(CH <sub>4</sub> )		2	1	1	0.1%	50.0%減
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)		2	2	2	0.2%	増減なし
合 計		1,329	1,251	1,256	100.0%	5.5%減

※メタン及び一酸化二窒素は二酸化炭素に換算

## (2) 温室効果ガス排出量の推移

(単位：千 t-CO2)

項目	H20 基準年度	H25	H26	H27	H28	H29	R2 短期目標
排出量	1,329	1,272	1,251	1,275	1,251	1,256	1,129



## 3 地球温暖化防止に向けた主な取組み

地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出量を削減する取り組みとして、5つの施策を柱に事業を実施しました。進行管理指標の状況は下記のとおりです。

施策の柱		進行管理指標	数値 (平成30年度実績)
1	再生可能エネルギーの導入促進	スマートハウス設備設置費補助件数	213件
		公共施設への再生可能エネルギーの導入件数	12箇所設置済
2	省エネルギーの促進	啓発イベントの実施回数	2回
		公共施設における省エネ設備機器の導入件数	省エネ物品調達率 70.8%
3	環境負荷の小さいまちづくり	くるくるバス乗車人数	132,106人
		自転車道整備延長	市道権現線 330m 国道247号沿い 3.9km レールパーク 2.3km
4	循環型社会の形成	1人1日当たりのごみの量	990g
		リサイクル率	18.1%(平成29年度)
5	環境学習の普及促進	イベント、環境講座参加人数	215人
		イベントにおける啓発回数	17回

#### 4 碧南市スマートハウス設備設置費補助事業

##### (1) 補助金の目的

この補助金は、再生可能エネルギーの利用を支援し、環境保全に対する意識の高揚、温室効果ガス排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

##### (2) 補助金交付の対象となる方

市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方。

##### (3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補助率	補助金額
住宅用太陽光発電システム	1 kw あたり 4 万円	上限 4 kw
住宅用燃料電池システム	一律	1 0 万円
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	一律	1 0 万円
住宅用次世代自動車充給電設備	一律	5 万円
住宅用エネルギー管理システム	一律	1 万円

##### (4) 碧南市スマートハウス設備設置費補助実績

(単位：件)

補助対象設備	H26	H27	H28	H29	H30
住宅用太陽光発電システム	177	138	128	137	125
住宅用燃料電池システム	—	6	5	13	9
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	—	23	31	41	43
住宅用次世代自動車充給電設備	—	1	0	1	0
住宅用エネルギー管理システム	—	27	25	32	36
補助件数合計	177	195	189	224	213
補助金額合計（千円）	27,169	23,843	23,450	26,504	24,870

※平成27年度から、補助対象設備に住宅用燃料電池等のスマートハウス設備を加えました。

## 第7 公害防止に関する協定

遠浅で海水浴、沿岸漁業に利用されていた衣ヶ浦は、昭和32年に国の重要港湾に指定され、埋め立てられ臨海工業地帯となりました。本市側では2、4、6、8号地が造成整備され、工業専用地域として機械金属加工、自動車関連、鋳造等の企業が立地、稼働しています。

本市では、臨海工業地帯に進出する企業に対し、公害の未然防止のため地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即し、県民の生活環境の保全等に関する条例、碧南市公害防止指導基準に基づいて、「公害防止に関する協定」（以下「公害防止協定」という。）を締結し、生活環境の保全に努めています。

公害防止協定締結事業所には、大気、水質、騒音等の測定及び結果の報告を義務付けております。本市が実施した立ち入り調査及び各事業所の測定報告によると、概ね良好な状況でした。今後も臨海に進出する企業と公害防止協定を締結し、環境の保全と公害の未然防止に努めます。

### 1 業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況 平成31年3月31日現在

業 種	2号地	4号地	6号地	8号地	合 計
建設業	1	2	4	2	9
総合工事業	1	1	4	2	8
その他		1			1
製造業	6	27	35	17	85
食料品製造業		3			3
プラスチック製品製造業	1	1	2	1	5
窯業・土石製品製造業	1	3	3	3	10
鉄鋼業		5	9	1	15
非鉄金属製造業		1	5		6
金属製品製造業	1	4	1	2	8
はん用機械器具製造業			2	1	3
生産用機械器具製造業		4	5	1	10
輸送機械器具製造業	2	4	5	3	14
その他	1	2	3	5	11
運輸業・郵便業	1	4	6	3	14
道路貨物運送業	1	2	6	3	12
運輸に付帯するサービス業		2			2
卸売・小売業、飲食店	1	7	4	5	17
飲食良品卸売業		3			3
建築材料、鉱物、金属材料卸売業	1	3	3	4	11
その他		1	1	1	3
サービス業（他に分類されないもの）	2	4	2		8
廃棄物処理業	1	1	2		4
その他	1	3			4
その他	※ 1	3			4
合 計	12	47	51	27	137

<注> 業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）に基づく。

※ 2号地地先の（財）衣浦港ポートアイランド環境事業センターを含む。

## 2 公害防止協定締結事業場一覧

平成31年3月31日現在

No.	協定締結日	事業所名	備考
1-1	S47. 11. 7	日新製鋼(株)衣浦製造所	6号地
1-2	H27. 3. 31	日新加工(株)	〃 H27. 3. 31 追加
2	S48. 3. 26	マツダ(株)衣浦流通センター	8号地
3	S48. 5. 28	<団地企業8社> 衣浦ユーティリティ(株) 日本コーンスターチ(株)衣浦事業所 中日本グリーンセンター(株)衣浦事業所 日清丸紅飼料(株)碧南工場 伊藤忠製糖(株)本社工場 衣浦埠頭(株) 全国酪農飼料(株)東海工場 大和産業(株)ライスセンター	4号地      S54. 6. 8 追加 H1. 2. 17 追加
4	S52. 2. 4	トヨタ自動車(株)衣浦工場	4号地
5	S52. 5. 31	昭和シェル(株)碧南LPG基地	2号地
6	S52. 9. 30	碧南運送(株)	6号地
7	S53. 5. 26	(株)板倉製作所	〃
8	S53. 6. 24	東海相互建設(株)	〃
9	S53. 9. 19	(資)中川金属	〃
10	S53. 12. 26	三和(株)本社工場	〃
11	S54. 5. 26	(株)サワテツ	〃
12	S54. 6. 2	(株)青山商店	〃
13	S54. 6. 30	太田重工業(株)衣浦鑄造工場	〃
14	S54. 7. 2	名古屋田邊(株)碧南営業所	〃
15	S54. 9. 7	広中電機(株)碧南電材営業所	〃
16	S54. 9. 7	(株)丸運	〃
17	S54. 9. 7	セメダイン(株)衣浦工場	〃
18	S54. 9. 27	石敏鐵工(株)	〃
19	S54. 9. 29	(株)丸長	〃
20	S54. 12. 24	栄四郎瓦(株)衣浦工場	〃
21	S55. 3. 17	(株)豊田自動織機 碧南工場	〃
22	S55. 3. 17	三和運輸(株)名古屋営業所	〃
23	S55. 3. 17	(株)堀江建材	〃
24	S55. 3. 17	(有)碧建設	〃
25	S55. 3. 17	白竹建設(株)	〃
26	S55. 3. 17	丸全昭和運輸(株)衣浦倉庫	〃
27	S55. 3. 17	山石建材工業(株)	〃
28	S55. 3. 17	(株)鈴木紙器 碧南工場	〃
29	S55. 7. 15	石坂鉄工(株)	〃
30	S55. 8. 30	(株)古久根	〃
31	S55. 9. 12	三光陸運(株)	〃
32	S55. 10. 15	鈴木鉄工(株)碧南工場	〃
33	S55. 10. 24	アイスケ鋼材(株)	8号地
34	S55. 11. 7	石橋建設興業(株)アスファルトプラント	〃
35	S60. 3. 22	(株)ecoNAKAMA 碧南工場	6号地
36	S55. 11. 20	石橋建設興業(株)資材部	8号地
37	S55. 12. 9	刈谷紙器(株)碧南工場	〃
38	S55. 12. 18	中野ハガネ(株)碧南営業所	4号地
39	S55. 12. 18	寿産業(株)	6号地
40	S56. 3. 13	愛知県経済農業協同組合連合会くみあい肥料工場	8号地
41	S56. 3. 27	三河鋳産(株)衣浦工場	6号地
42	S56. 5. 2	亀島溶接	8号地
43	S56. 7. 1	中部電力(株)玉津浦変電所	4号地
44	S56. 7. 8	加藤謙鉄工(株)	6号地
45	S56. 8. 28	愛知海運(株)三河カンパニー	4号地

46	S56. 11. 9	共栄(株)衣浦工場	4号地
47	S56. 12. 12	吉田塩業(株)	〃
48	S57. 2. 13	中日本鑄工(株)碧南工場	6号地
49	S57. 8. 31	愛知日野自動車(株)リトラックセンター	4号地
50	S57. 10. 19	(有)富塚鑄造所	〃
51	S57. 12. 10	丸共通運(株)	〃
52	S58. 2. 16	(株)石川時鉄工所	8号地
53	S58. 6. 24	上野輸送(株)碧南営業所	4号地
54	S58. 7. 12	進昭化成工業(株)	6号地
55	S58. 8. 2	長崎ジャッキ(株)	〃
56	S58. 9. 30	(株)衣浦総合卸売市場	4号地
57	S58. 11. 7	(株)丸三	〃
58	S58. 11. 7	(株)マルイ水産	〃
59	S58. 11. 7	(有)かね高	〃
60	S58. 12. 14	ベルウッド(株)	〃
61	S59. 1. 18	(株)鉄芳工業所	〃
62	S61. 3. 28	(株)平岩鐵工所 明石工場	8号地
63	S59. 6. 16	石川軽金属工業(株)	6号地
64	S59. 6. 23	あいち中央農業協同組合碧南営農センター	4号地
65	S59. 7. 11	平松鉄工(株)	6号地
66	S59. 9. 17	愛知県衣浦港トラック事業協同組合	8号地
67	S59. 10. 24	(株)伊藤鉄工所	4号地
68	S60. 1. 9	半田港運(株)三河支店	〃
69	S60. 2. 1	(株)ツルタテクノス	8号地
70	S60. 2. 28	日進工業(株)	4号地
71	S60. 5. 31	アイシン辰栄(株)衣浦工場	〃
72	S60. 6. 7	小笠原アルミ工業(株)本社工場	6号地
73	S60. 8. 5	(株)エネアーク中部 碧南営業所	4号地
74	S60. 10. 2	(株)丸久水産	〃
75	S60. 11. 27	(株)碧南プロセッシングセンター 第1工場	〃
76	S61. 1. 21	本田鐵工(株)	6号地
77	S61. 2. 6	新海(株)	4号地
78	S61. 12. 5	西三河運輸(株)	8号地
79	S62. 2. 5	大浜燃料(株)	4号地
80	S62. 7. 8	栄四郎瓦(株)玉津浦工場	〃
81	S62. 8. 25	中部電力(株)碧南火力発電所	2号地
82	S62. 9. 16	(有)岡本木型製作所 須磨工場	6号地
83	S63. 5. 31	古久根鉄工(株)	4号地
84	S63. 6. 7	アット工業(株)衣浦工場	〃
85	S63. 10. 8	(株)カネク水産	〃
86	S63. 10. 25	揖斐川工業運輸(株)碧南営業所	〃
87	H1. 4. 7	親和建設(株)	〃
88	H1. 5. 2	(株)グローラバー	8号地
89	H1. 6. 1	近藤自動車(株)	4号地
90	H1. 6. 28	(株)愛三製作所	〃
91	H1. 7. 4	(株)コンテック	〃
92	H1. 9. 13	(株)ジェイテクト 田戸岬工場	8号地
93	H1. 10. 16	(株)オサダツール	4号地
94	H1. 11. 30	(株)小出鑄造所	〃
95	H2. 3. 15	(株)角谷文治郎商店	〃
96	H2. 7. 2	アイシン辰栄(株)港南工場	2号地
97	H2. 12. 12	新東(株)明石工場	8号地
98	H3. 3. 6	(株)J O B	2号地
99	H3. 6. 27	(株)三共工業所	4号地
100	H4. 5. 21	東和商事(株)	8号地
101	H5. 11. 25	碧南運送(株)第3センター	6号地
102	H6. 3. 23	新東(株)港南工場	2号地
103	H6. 3. 24	ココノエフーズ(株)	4号地

104	H6. 9. 1	岡本煉瓦(株)	4号地
105	H7. 1. 26	岡本軽金属工業(株)	〃
106	H7. 6. 12	高山軽金属工業(株)	6号地
107	H8. 11. 1	三河鋳産(株)研究所	8号地
108	H8. 11. 14	旭化学工業(株)	2号地
109	H8. 11. 27	(有)杉塗装工業所	6号地
110	H9. 9. 19	(財)衣浦港ポートアイランド環境事業センター	2号地地先
111	H10. 11. 20	(株)コムリス	8号地
112	H11. 9. 17	三岐通運(株)衣浦営業所	〃
113	H13. 5. 23	東海産興(株)明石工場	〃
114	H13. 8. 28	帝研化工(株)明石営業所	〃
115	H13. 11. 28	石橋建設興業(株)第2工場	〃
116	H14. 2. 26	(株)コスモクリーンサービス碧南営業所	6号地
117	H15. 6. 13	(株)豊栄商会 碧南工場	〃
118	H15. 10. 21	(有)都特殊溶接工業	4号地
119	H15. 10. 27	(株)衣浦鑄造所	6号地
120	H16. 8. 17	進昭化成工業(株)明石工場	8号地
121	H16. 11. 16	(有)アイミ衣浦工場	4号地
122	H17. 6. 2	テクノ工業(株)	6号地
123	H17. 9. 27	アイシン精機(株)衣浦工場	2号地
124	H17. 9. 30	(株)栄信	8号地
125	H18. 3. 15	(株)サンキ	〃
126	H19. 6. 8	(株)司機械	4号地
127	H19. 6. 27	(株)サンワ碧南物流センター	8号地
128	H20. 1. 29	(株)豊栄商会 明石工場	〃
129	H21. 3. 24	(株)スズキプレス	4号地
130	H24. 1. 24	前田産業(株)碧南営業所	6号地
132	H27. 2. 26	三和(株)第2工場	〃
133	H27. 3. 23	(有)アイミ本社工場	〃
134	H27. 3. 31	小笠原アルミ工業(株)第2工場	〃
135	H28. 7. 20	新急(株)	2号地
136	H29. 6. 8	(株)碧南プロセッシングセンター第2工場	4号地
137	H29. 7. 20	(株)岸本製作所	2号地
138	H30. 1. 11	(株)小笠原木型	〃

<注1>事業所名は、公害防止協定締結時ではなく最新のものです。

<注2>No. 131の事業所は事業所閉鎖に伴い協定解除。

## 第 8 碧南市環境審議会

### 1 設置目的等

環境基本法第 4 4 条及び碧南市環境基本条例第 2 1 条に基づき、当審議会を設置し、環境の保全に関する事項について調査及び審議します。

### 2 平成 3 0 年度の会議開催状況

(1) 第 1 回 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から

#### ア 議題

(ア) 平成 2 9 年度における環境の状況について (報告)

(イ) 平成 2 9 年度第 2 次碧南市環境基本計画の進捗状況について (報告)

### 3 碧南市環境審議会委員

平成 3 0 年度の碧南市環境審議会委員一覧は以下のとおり。

No.	役 職 名	氏 名
1	会 長 碧南商工会議所 会頭	鈴木 並生
2	副会長 碧南市医師会 会長	加藤 丈博
3	委 員 碧南商工会議所 窯業部会 部会長	椋山 朋久
4	〃 碧南商工会議所 機械金属部会 部会長	林 俊行
5	〃 碧南市鉄工会 会長	磯貝 暢宏
6	〃 碧南市鋳物工業協同組合 理事長	黒田 昌司
7	〃 碧南歯科医師会 会長	水野 博史
8	〃 碧南市薬剤師会 会長	奥村 晋平
9	〃 碧南市農業委員会 会長	加藤 浩孝
1 0	〃 大浜漁業協同組合 代表理事組合長	石川 武範
1 1	〃 連合愛知三河西地域協議会 幹事	宮崎 哲也
1 2	〃 碧南市連絡委員 幹事	伊藤 徳俊
1 3	〃 碧南市女性団体連絡協議会 会長	永坂 幸子
1 4	〃 へきなん市民環境会議 会長	竹原 幸子
1 5	〃 愛知県西三河県民事務所 環境保全課長	熊田 圭爾
1 6	〃 愛知県立碧南工業高等学校 校長	稲垣 孝臣
1 7	〃 有識者	岩田 忠造
1 8	〃 有識者	河隈 孝之
1 9	〃 碧南市 副市長	松井 高善
2 0	〃 公募市民	加藤 正勝

※No 2 0 加藤氏は平成 3 0 年 1 2 月から新たに委員選出

## 第9 資料

### 1 環境基準

環境基本法第16条第1項では「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」としている。

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11環境庁告示)	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8環境庁告示)	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。(H11.12.27環境庁告示)	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

#### (2) 水質汚濁に係る環境基準

##### ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については最高値とする。 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(7) 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)						

## (イ) 湖沼

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。						

## (ウ) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。						

(3) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型		基準値	
類型	該当地域	昼間 AM6:00-PM10:00	夜間 PM10:00-AM6:00
AA	該当なし	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60デシベル以下	50デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、次表に該当する地域については、次表の基準値のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (該当する場合、他に該当してもこの基準を優先する。)	70デシベル以下	65デシベル以下

## 2 用語解説

### ア

#### ・アルキル水銀

有機水銀の一つで、この中に含まれるメチル水銀及びエチル水銀は人間の神経を侵し、「水俣病」の原因物質とされています。アルキル水銀の中毒症状は、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足の麻痺などの中枢神経障害を起こし死亡する場合があります。

#### ・一般廃棄物

人の日常生活から排出されるごみやし尿を指します。一般廃棄物のうち、家庭系のものは市町村が処理を行い、事業系のもは事業者の責任で処理するのが原則です。

#### ・上乘せ基準

人の健康を保護し生活環境を保全する上で、自然的社会的条件から判断して、法の基準では十分でない認められる場合に、都道府県が条例でより厳しい基準を定めるものです。愛知県では、大気汚染及び水質汚濁に上乘せ基準を設定しています。

#### ・SS（浮遊物質）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。無機質のものと有機質のものとがあり、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示しています。

#### ・MPN（最確数）

大腸菌群数を測定する際に用いられる手法です。測定したい水を培養皿に取り大腸菌を培養し、そのコロニーを数えることで測定します。基準が50MPN/100mL以下の場合、水100mLを培養し、大腸菌のコロニーが50個以下である、という意味です。

### カ

#### ・カドミウム（Cd）

亜鉛の生産に伴って産出される重金属です。主な発生源は、メッキ工場、塩化ビニール工場等です。大量のカドミウムが長期間わたり体内に入ると慢性中毒となり、肺障害、腎臓障害等を起こします。イタイイタイ病は、カドミウムの慢性中毒といわれています。

#### ・環境基準

行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となるものです。環境基準を越えたからといって直ちに健康に悪影響が出るというわけではなく、また、規制基準とは異なり、罰則がかけられたり、改善勧告・命令が出されたりすることはありません。

#### ・揮発性有機化合物（VOC）

気体で排出される有機化合物のうち、光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）及び浮遊粒子状物質（SPM）の生成の原因とされるものを指します。

- ・公害

環境基本法では、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。

サ
---

- ・酸性雨

雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、清浄な雨水でもpHは5.6程度であるため、pHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の主な原因は、工場や自動車等から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物と言われています。

- ・COD（化学的酸素要求量）

BODと同じように、有機物による水の汚濁の程度を示す指標です。値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します。微生物により酸化分解される有機物とそうではないものの区別ができないため、BODとは異なった値を示します。

- ・自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気汚染を常時監視するための測定局です。自動車排出ガスの影響が効率的に監視できるよう、道路や交通量の状況を勘案して配置されています。

- ・全シアン

シアン化合物のことをいい、シアン化水素、シアン化カリウム、その他金属化合物があります。これらは体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒です。鉱山やメッキ工場などの廃液に含まれています。

タ
---

- ・TEQ（毒性等価換算濃度）

ダイオキシン類の毒性濃度の単位です。ダイオキシン類は異性体によって毒性が大きく異なるため、最も毒性の強い異性体2,3,7,8-TCDDの毒性を1と換算して評価します。

- ・DO（溶存酸素量）

水中にとけ込んでいる酸素の量のことをいいます。水が清澄であればあるほどその温度における飽和量に近い量が含まれ、逆に汚水や塩化物イオンを含む水や水温の高い水ほど値は小さくなります。通常河川のDOの値は、冬は高く、夏は低くなります。

- ・等価騒音レベル（Leq）

ある時間内で観測された測定値のパワー平均値のことです。主観的な騒音の大きさと対応がよく、環境騒音を測定する際に用いられます。

## ナ

- ・ 75%水質値

年間の日間平均値を小さいものから順に100個並べた場合、75番目にくるデータのことをいいます。河川のBODや海域のCODが環境基準を達成しているかどうかを判断する場合に使います。

- ・ 鉛 (Pb)

水道管、ガス管、蓄電池等幅広く使われています。鉛及びその化合物は、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こします。ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

## ハ

- ・ ひ素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属で、銅や鉛等の精練の際に副産物としても産出されます。ひ素はすべて猛毒であり、吸収されると骨や内臓に沈積して排出されにくく、嘔吐、皮膚の褐黒色化、乾燥性発疹等の症状を示します。

- ・ PCB (ポリ塩化ビフェニール)

有機塩素系の非常に安定な化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性に優れ水に溶けないという性質を持っており、電機製品の絶縁体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていました。

- ・ pH

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示します。0～14で表し、7が中性、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

- ・ ppm (parts per million)

100万分中のいくつであるかを示す分率。ごく微量の物質を表すのに使われます。例えば、1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の大気汚染物質が含まれる状態を1ppmと表します。

- ・ BOD (生物化学的酸素要求量)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のこと、単位はmg/Lで表します。BODが高いと、水に溶けている酸素を微生物が多量に消費し、魚介類に被害を及ぼします。

- ・ 富栄養化

窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼が長い年月の間に栄養物質の豊富な湖沼へと次第に変遷していく現象のことをいいます。人間活動により

大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行します。

ヤ

・有機リン

有機リン化合物は、毒性の強いものが多く、殺虫剤として使用されています。有機リン系殺虫剤の中には、人間にも有害で、身体についたり吸入したりすると頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死に至るものもあっていわれています。

・要請限度

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を越えている場合、市町村長は道路管理者に対し道路交通騒音振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。

ラ

・六価クロム (Cr<sup>6+</sup>)

クロムは、耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキ等の原料として用いられています。六価クロム化合物は激しい刺激性を持ち、浮腫や潰瘍を生じ、ガンの原因にもなります。

令和元年度版（平成30年度）  
環境の状況に関する報告書  
碧南市役所  
碧南市松本町28番地  
TEL 0566-41-3311  
発行 令和元年10月  
編集 経済環境部環境課